

社会福祉法人長和会役員、評議員及び評議員選任・解任委員の 報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長和会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給料が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与・退職慰労金・通勤手当を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬（退職慰労金を含む）
- (3) 評議員 報酬（退職慰労金を含む）
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬（退職慰労金を含む）

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額及び別途定める役員等退職金（慰労金）規程により算出される額
- (4) 通勤手当 職員給与規程第19条に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額及び別途定める役員

等退職金（慰労金）規程により算出される額とする。

- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額及び別途定める役員等退職金（慰労金）規程により算出される額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表第6に定める額及び別途定める役員等退職金（慰労金）規程により算出される額とする。

- ※1 理事に対して、各年度の総額が 12,500,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。
- ※2 理事に対して、各年度の総額が 21,000,000 円を超えない範囲で退職金（慰労金）として支給することができる。
- ※3 監事に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。
- ※4 監事に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で退職金（慰労金）として支給することができる。
- ※5 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。
- ※6 評議員に対して、各年度の総額が 1,400,000 円を超えない範囲で退職金（慰労金）として支給することができる。
- ※7 評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で退職金（慰労金）として支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（1）報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給）

（2）賞与 7月及び12月

（3）退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した2か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡による退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用

を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定に係わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年12月 1日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

理事長の報酬は、月額1,000,000円の年俸制とする。

別表第2 (常勤の理事の賞与)

職員給与規程に準ずる。

別表第3（常勤の理事の退職慰労金算定）

鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済 事業に準じる（鹿児島県社会福祉協議会）

別表第4（非常勤役員の報酬）

（1）理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円

（2）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円

別表第5（評議員の報酬）

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円

別表第6（評議員選任・解任委員の報酬）

区 分	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出席	10,000 円

社会福祉法人長和会 役員等退職金（慰労金）規程

（目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人長和会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）に対する退職金（慰労金）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（退職金の支給対象）

- 第2条 役員等が退任した場合には、その者（本人が死亡した時はその遺族）に、第3条に定める基準に基づき退職金（慰労金）を支給する。
- 2 役員 の定義については、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程第2条第1～3号による。
- 3 役員等のうち使用人兼務理事については、退職金規程によるものとし、本規程を採用しない。

（退職金（慰労金）の額）

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬に関する規程第2条第2号における常勤役員の退職金（慰労金）は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合計して得た額とする。

退任時の月報酬額×在任年数×係数

役 位	係 数
理事長	3.0～4.0

但し、この場合の支給限度は、2,000万円とする。

- 2 上記以外の役員等の退職金（慰労金）は、在任年数×10,000円により得た額とする。但し、この場合の支給上限は、20万円とする。
- 3 退職金（慰労金）の支給額は、前各項の規定により算出したうえで、理事会及び評議員会で議決し決定する。

（役位別在任年数）

第4条 役位別在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の端数は、四捨五入とする。

（遺族の範囲及び順位）

第5条 第2条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場

合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。尚、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

(支給減額及び停止)

第6条 退職役員等で、在任中に当法人に対し、特に重大な損害を与えた者には、支給額を減額又は、停止することができる。

2 当法人の運営に支障を来す恐れがある場合には、支給時期を延期、或いは支給額を減額又は、停止することができる。

3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(公表)

第7条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 本規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることができるものとする。

附 則 本規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

本規程は、令和 6年12月 1日から施行する。